

正副会長の活動状況

会務報告

—継続研修の必修科目「平成23年度特許法等改正説明会」の指定, その他—

日本弁理士会副会長 **井出 正威**

1. はじめに

本年度の執行役員会も奥山尚一会長の下に早くも半年以上経過致しました。私の担当は、研修所、特許制度運用協議委員会、知財経営コンサルティング委員会となっております。

まずは、この場をお借りして、継続研修の必修科目の指定の御案内をさせて頂き、それに続いて担当委員会の活動状況について御報告します。

2. 継続研修の必修科目の指定について

本年6月8日に「特許法等の一部を改正する法律(平成23年6月8日法律第63号)」が公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において施行されることになりました。

この改正法は、(i)通常実施権等の対抗制度の見直し、(ii)冒認・共同出願違反の出願に係る救済措置の整備、(iii)発明の新規性喪失の例外規定の見直し、(iv)紛争の迅速・的確な解決のための審判制度の見直し等を内容とする重要な改正です。

そこで、既に御案内の通り、本年7月に、「平成23年度特許法等改正説明会」を継続研修の必修科目に指定しました。

必修科目の指定としては、平成23年3月末日に受講期間が終了した平成20年度の特許法改正及び不正競争防止法改正に続いて3科目めとなりますが、今回の改正法の内容の重要性に鑑みての指定であることを御理解頂きたくお願い申し上げます。

具体的には、全会員(免除者を除く)が、下記科目を下記受講期間までに受講して単位を取得しなければなりません。

記

科目名:「平成23年度特許法等改正説明会」(2単位)(日本弁理士会主催または特許庁主催)

受講期間:平成25年3月31日まで

特許庁主催の改正法説明会は、本年9月から10月に全国で行われ、その内容は11月末からeラーニングコンテンツとして弁理士義務研修システムで配信されます。日本弁理士会主催の説明会は既に数回開催しましたが、11月以降再度開催する予定です。

なお、この改正法は平成24年4月近辺に施行されることが予想されますので、施行日前までには上記必修科目を履修し、改正法の内容に習熟しておくことを強くお勧めします。

必修科目を受講期間内に受講しない場合、最終的には会則により厳格な処分がなされる場合がありますので十分にご注意願います。

3. 研修所

研修所の業務は年々増加しており、旧来から行われている会員向けの研修及び新人研修だけでなく、法定研修として特定侵害訴訟代理業務に関する所謂能力担保研修の他、平成20年度から実務修習が加わり、また、同年度からの継続研修制度の導入により、その企画・運営・管理・審査・eラーニングの業務が加わり、さらには知財ビジネスアカデミー(IPBA)事業も統合されるに至っております。

このような大所帯の研修所ですので、役員会に提出される起案の数も多く、多額の予算が投入されておりますが、役員会としては、適正な予算の下に有意義な研修が提供されるように留意しております。

また、本年度は、タイムリーな研修を会員に提供することが重要と考えているところです。今年は、上記必修科目の集合研修として、特許庁主催の説明会を補完して会員に多くの受講機会を提供するために、弁理士会主催の「平成23年度特許法等改正説明会」を企

画・開催することと致しました。この弁理士会主催の説明会では、特許委員会のメンバーに講師を引き受けて頂いておりますが、短期間で講義資料を作成して準備頂き、開催することができました。この場を借りて御礼申し上げます。

また、9月には米国の特許改革法案が成立し、米国特許法も改正されることになりました。今回の改正は、60年ぶりの大改正といわれており、外国出願関連業務に多大な影響を与えるものと思われます。

そこで、こちらの方は、国際活動センターのメンバーに講師を引き受けて頂き、米国特許法改正についての集合研修及びe-ラーニング配信を現在企画中です。御期待ください。

なお、昨年あたりから、集合研修の申込の競争率が激しくなり、申込開始から数日も経たずに満員になる場合があります。集合研修の増加、TV中継やe-ラーニングの更なる活用の検討も必要になっていると感じているところです。その一方で、集合研修の欠席率が高くなる傾向が見られます。集合研修に申込み際には、スケジュールを確認の上、慎重にお申込みされるよう、お願い申し上げます。

4. 特許制度運用協議委員会

対特許庁の手続的事項についての改善、法解釈、運用等に関する特許庁及び他の団体との協議、ペーパーレスシステムの改善に関する調査及び研究並びに特許庁及び他の団体との協議、及び、これらに関する会員への周知等をお願いしています。

また、本年は、3月11日に東日本大震災があり、そ

れに関する手続期限の延長、計画停電でオンライン出願ができない場合の緊急避難手続等についても、特許庁からの情報を会員に発信してもらっております。

昨年後期の対庁協議が残念ながら東日本大震災の影響で延期されてしまい、その協議結果の公表が遅れておりますが、本年度の協議結果と共に早急に会員に公表されることとしますのでご期待ください。

5. 知財経営コンサルティング委員会

弁理士が行う知財経営コンサルティングの調査・検討・提言、コンサルティング手法と研修用教材の開発、研修やセミナーへ協力の他、本年は、弁理士が行うコンサルティングを外部へどのように広報していくべきか、また、弁理士が広くコンサルティング分野に進出できるように業務標準に掲載するコンテンツについても検討してもらっています。

弁理士が行える多様なコンサルティング手法を研究してもらっておりますが、さらに、その手法を用いたコンサルティングトライアルを中小企業の協力を得て行い、その成果を研修等に還元するように検討頂いております。

弁理士の新規業務開拓としての成果に御期待ください。

6. まとめ

今年の執行役員会もやっと折り返し地点を通過したところですが、これからますます成果が出てくることとしますので、今後ともよろしく御協力と御支援の程お願い申し上げます。